

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進んでおり、45～49歳の年齢層が多い状態です。また、平成20年に人口12万人を超え推移していましたが、その後人口減少に転じ、約11万8千人まで減少しましたが、近年増加傾向に転じており、平成30年6月現在では、約11万9千人となっています。

産業構造は、工業、農業、商業、観光等の各分野が盛んなまちであり、地域経済を支えている。工業は、醸造業から鉄鋼、金属製品が主な産業となっており、近年では、自動車関連や航空宇宙関連等の産業が加わるなど、多種多様な産業構成である。農業は、畜産が主体であり、農業生産額の8割を畜産が占め、水稻、花卉と続いている。また商業は、名鉄及びJR駅周辺に商店街や生活に必要な商業施設が集約するとともに、幹線道路沿いにも広がっている。観光は、「山車」「蔵」「新美南吉」「赤レンガ建物」を始めとする観光資源を有し、回遊性がある観光施設が点在している。

中小企業者の実態は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、起業よりも廃業が多く、現状を放置すると産業基盤が失われかねない状況である。これまで中小企業者への取り組みは、経営の健全化と安定化、創業支援を目的に、設備投資や商業施設の新設、改装費に対する補助、信用保証料や退職金共済事業等、資金面で支援している。また、商工会議所や金融機関等の支援機関と一体となり、経営相談や経営指導等を行なっている。

このような中、中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題であり、地域経済の活性化にとって不可欠な要素となり、本市にとって重要な役割を果たしている。

(2) 目標

本市の持続的な発展のためには、工業、農業、商業、サービス業等のバランスのとれた産業構造を、今後も維持・強化する必要がある。本市の総合計画において、商工業・サービス業の2025年度の目標値は、製造品出荷額7,800億円、卸売業・小売業年間販売額2,955億円を掲げて取り組みを推進している。そのため、導入促進基本計画では、先端設備等導入計画に係る認定件数150件を目標とし、中小企業者の設備投資を積極的に後押しすることで、総合計画の目標値である製造業出荷額や小売業年間商品販売額等に寄与することが期待される。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性に関する目標は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）については、目標伸び率は年平均3%以上向上することを目標とする。これにより、本市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、知多地域の中核都市として、更に経済発展していくことが期待される。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、工業、農業、商業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このことから、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、市内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電に関する設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、臨海部に工業系の鉄鋼業や自動車関連、航空宇宙関連等の企業が立地し、丘陵部は、畜産や農業、内陸部は住宅地が広がっている。また、駅周辺や幹線道路沿いに商業施設があり、半田運河を中心に赤レンガや新美南吉記念館等、観光施設が点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、工業、農業、商業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様である。そのため、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

配慮すべき事項は、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮し、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。また、認定に当たっては、導入促進基本計画に適合することを確認するため、追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるとし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮し、先端設備等導入計画の進捗状況等、把握に努めるものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。